

持ち出せないごみ

正解と説明

○⇒(ウ) (エ) (ケ) (コ) (シ) (セ) ×⇒(ア) (イ) (オ) (カ) (キ) (ク) (サ) (ス) (ソ)

- (ア) 例えば、引っ越しなどで、一時的に多量のごみを処理しなければならない場合は、ごみステーションに持ち出さずに、みどり園に直接搬入するか、又はみどり園の許可を受けた業者に委託してください。
 <みどり園が許可した一般廃棄物処理業者一覧>
 (有)寺根商店、(有)カワキシ、(有)白田、藤田清掃、新川商店 (有)環衛社、安田商店、(有)中町清掃
- (イ) 新聞、雑誌、ダンボールは「資源ごみ」となりますので、みどり園が支援する「資源ごみ集団回収」に持ち出してください。日時は各自治会の子供会やPTA等にご確認ください。
- (ウ) ペットボトルは収集当日の午後1時まで可燃ごみステーションに持ち出してください。ただし、キャップとラベルは「容器包装プラ」に出してください。また、ペットボトルを切ったり、落書きをすれば「燃えるごみ」に出してください。
- (エ) 金属類は収集当日の午後1時まで、不燃ごみステーションに出してください。
- (オ) タンスは大型ごみになります。大型ごみは品目や大きさごとに手数料が決まっています。大型ごみはステーションに出せないで、直接みどり園に持ち込んでください。
 *直接みどり園へ搬入できない方は、毎週水曜日に戸別収集を実施しています。
 (ただし、あらかじめ電話予約が必要となります)
- (カ) 事業所からでるごみは、ごみステーションに持ち出せません。みどり園に直接搬入するか、又はみどり園の許可を受けた業者<上記(ア)と同じ>に委託してください。また、事業ごみがプラスチックなど、産業廃棄物に区分されるものは、みどり園では扱えません。
- (キ) テレビは、家電リサイクル法の規定により、みどり園では引き取ることはできません。冷蔵(凍)庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコンも同様の扱いとなりますので、ご注意ください。
- (ク) 建築廃材は産業廃棄物になりますので、みどり園では引き取れません。産業廃棄物は自ら又は兵庫県の許可を受けた業者に委託し、産業廃棄物処理施設へ搬入することになります。
- (ケ) 分別の基準を守って、収集当日の午前8時まで不燃ごみステーションに出してください。
- (コ) 収集当日の午後1時まで可燃ごみステーションに出してください。
- (サ) 医療系廃棄物は必ず担当の医師に相談していただき、一般の生活ごみとして扱えるものだけを持ち出してください。
- (シ) 生ごみは、水切りを充分に行い、燃えるごみとして持ち出してください。
- (ス) タイヤや消火器等は販売店などに引き取っていただきましょう。
- (セ) お茶碗は「その他の不燃物類」の日に不燃ごみステーションへ持ち出しましょう。(午前8時まで)
- (ソ) 古布(ボロ)は大切な資源ごみ、地域の子供会やPTAが行う集団回収に出しましょう。

- 開催場所は各公民館や集会所で実施します。
- 日程の詳細は各市町(西脇市・加東市・多可町)の生活環境担当課より各町内会を通じて連絡される予定です。

西脇市⇒7月～8月 予定
 加東市(滝野地域)⇒6月 予定
 多可町⇒6月 予定

昨年の状況 ▶

